

債権者異議申述催告書

2025 年 4 月 30 日

債権者 各位

東京都新宿区四谷本塩町 14 番 1 号
株式会社メイク
代表取締役 広瀬 寿和

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社は、合併により株式会社メイクランド東北（本店；宮城県仙台市若林区卸町東三丁目 3 番 20 号）の権利義務全部を承継して存続し、株式会社メイクランド東北は解散することにいたしました。

効力発生日は 2025 年 7 月 1 日となります。

この合併に対し異議のある債権者は、2025 年 6 月 15 日までにお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

弊 社：<https://www.meikus.co.jp/>

株式会社メイクランド東北：2025 年 4 月 30 日付官報 86 頁（号外第 97 号）

敬具

※本件に関するお問い合わせ先
管理部 大八木
電話番号：03-3354-0243
F A X：03-3354-2311
メール：y-ohyagi@meikus.co.jp